

第 194 回

山形県社会教育委員の会議

- ◇ 期 日： 令和 5 年 2 月 16 日(木)
- ◇ 時 間： 13：30 ～14：45
- ◇ 場 所： オンライン開催

次 第

1 開 会

2 山形県教育委員会挨拶

3 出席者紹介

4 座長選出

5 議 事

(1) 報告： 令和 4 年度 社会教育事業の実施状況について

【資料 1】

(2) 協議： 令和 5 年度 社会教育事業の方向性について

【資料 2-1・2】

(3) 協議： 令和 5 年度社会教育関係団体事業費補助金交付について

【資料 3】

(4) その他

6 その他

7 閉 会

山形県社会教育委員

任期: 令和4年7月16日～令和6年7月15日

No.	氏名	性別	役職	備考
1	あんどう こうき 安藤 耕己	男	山形大学地域教育文化学部地域教育文化学科教授	
2	いしざわ えり 石沢 恵理	女	東北芸術工科大学講師	
3	えんどう みきこ 遠藤美喜子	女	NPO法人きらりよしじまネットワーク職員 川西町吉島地区地域学校協働活動推進員	欠席
4	おおむら みちお 大村 亨夫	男	白鷹町社会教育委員長 東北芸術工科大学非常勤講師	
5	かたぎり ともひで 片桐 寛英	男	県立山形西高等学校長	
6	こせき ひろあき 小関 広明	男	山形市立第二中学校長	
7	こばやし ひろあき 小林 裕明	男	山形新聞社 取締役 論説委員長	欠席
8	きとう なるみ 佐藤 成美	女	県家庭教育アドバイザー 家庭教育応援ボランティア活動団体アベルんち代表	
9	すがわら ともこ 菅原 知子	女	三川町教育委員会 生涯学習推進員 県地域青少年ボランティア推進委員	
10	にいぜき さとみ 新関さとみ	女	さとみの漬物講座企業組合理事長	
11	はなわ ちあき 花輪 千秋	女	山形市立第五小学校長	
12	ふじかわ かな 藤川かな奈	女	合同会社「Oriori Japan」代表	
13	ふなばし ごいち 船橋 吾一	男	山形県PTA連合会会長 弘栄設備工業株式会社代表取締役社長	欠席
14	やぐち のぶ 矢口しのぶ	女	真室川町教育委員会 社会教育指導員 読み聞かせサークル「バムケロ」代表	

(五十音順 敬称略)

県教育委員会等事務局

所 属 ・ 役 職		氏 名
教育次長		加藤 淳一
生涯教育・学習振興課	課長（兼）郷土愛育成室長	島貫 克彦
〃	課長補佐 （生涯学習・社会教育担当）	矢作 誠
〃	社会教育専門員	中里 秀樹
〃	社会教育主査 （兼）郷土愛育成主査	村上 康広
〃	社会教育主査	青柳 豊
〃	社会教育主査	佐藤 陽介
〃	生涯学習主査 （兼）郷土愛育成主査	加藤 千雅
〃	青少年教育施設主査	安孫子 淳子
〃	青少年教育施設主査 （兼）郷土愛育成主査	佐藤 和彦
〃	主 事	荒井 美有
県生涯学習センター	学習振興部長	阿部 稔
義務教育課	課 長	石原 敏行
村山教育事務所	社会教育課長	阿部 浩明
最上教育事務所	社会教育課長	栗田 忠男
置賜教育事務所	社会教育課長	佐藤 健
庄内教育事務所	社会教育課長	大川 岳二

○社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号) (抜粋)

第 4 章 社会教育委員

(社会教育委員の設置)

第 15 条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は教育委員会が委嘱する。

第 16 条 削除

(社会教育委員の職務)

第 17 条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

(1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。

(2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

(3) 前 2 号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第 18 条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し、必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令(平成 23 年文部科学省令第 42 号)

(社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 18 条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

附 則

この省令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

○山形県社会教育委員条例(昭和 24 年 11 月県条例第 68 条)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条により、山形県教育委員会(以下教育委員会という。)に社会教育委員(以下委員という。)を置く。

第 2 条 委員の定数は 20 人以内とする。

第 3 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 条 教育委員会は、特別の事情があると認めたときは、委員の任期中でもこれを解嘱することができる。

第 6 条 委員の会議は、教育長が招集する。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。